市民オンブズマンわかやま

発行日 2014年3月17日

発行責任者 畑中 正好 連絡先 和歌山市十二番丁10番地 和歌山合同法律事務所内

TEL 073-433-2241 FAX 073-433-2767

http://www.naxnet.or.jp/~wa_obz/ E \lambda - J\lambda wa_obz@naxnet.or.jp

た県の控訴を斥け、

違法を認容していた和地裁判決を不服として請求棄却を求めて

.県議らに返還請求するよう仁坂吉伸知事に再び命じました。

同議員ら合計約7232万円の違法を認め

私達の請求額からすれば約半額ですが勝訴といえる判決です。

支出金請求控訴事件の判決は、

大阪高裁に

お

L١

て1

月30日にあった和歌山県議政務調査費違

県議39人分合計約7797万円の

一告せず確定

県の控訴を斥け

て

る

39議員合計7232万円が違法と認定

県は、

上告は行わず、

大阪高裁判決が確定しました。



めに、 の 和 02 歌 和山 05 歌 県 年 Щ が 度 県 の 議 昨 政 39 年 人 初

を不服・ とし 9 7 查 た 万 支出 円 和 歌 が て、 違 Ш 地 法 大阪 裁 で 約 判 あ 7

月 政 がありました。 30日に判 務 に 訴 審訴 控訴 調査費違 訴し 訟 ば 決 て の 法 11 今 年 支出 た 県 渡

よう再び命じました。 議らに返還請 決は 約56 淑す

の控

訴

の

し

私 県

達 側

は

決

に た は

よる早

決 7 ませ 高 裁 を h 判 求 でし 決は、 め 7 控

出 の の 棄却 分の 違 合 控 を 訴 取 法 約 7 で 消 02 を を 斥け 5 あるとし 求 し めて 私達 232万円 05 年度 の 県 11 敗 訴 ζ 訴 議 の た 請 U 県 支 39 求 7

> ての 決でも同 外支出であると指 調 ιţ た部分は、 の こ や、 査用 を減 を違法としてい を 引 「体などの事 和 地 調査研究の 事 用 本 決 ます。 じよう 分を超える 務 裁 踏 内 的 政党支部、 大阪高 判 襲 容 併 所 に 用数で に 決 し 和 に L١ .併用 務 آ が て 地 お 裁 る 政い 違 目 所 摘

ιĪ

按分した部分がある場合、政治団体など こと 支出 ます。 法としてい し的 分) 私達のな 億 5 2 0 請 求額 0 万 ば 円 合 計

半 額 法が認 える判決です。 員らは早期に返還す 法 判 支出が指摘された 決が確定した以上、 で す め からすれ が、 5 n 勝 た の 訴 ع は い約違40約

喜び合える追及の成果

決に引き続き、再び、違 よかったですね。 法支出を認定しました。 費の高裁判決は、 和歌山県議政務調査 地裁判

畑中 はい。違法が認めら す。それも地裁判決に近 れて、とても喜んでいま 違法が認められましたか い合計約7232万円の

畑中 の控訴は斥けられたと。 の請求の棄却を求めた県 た部分を取り消し、私達 そういうことです。

> 追及の成果として、 なで喜びましょう。

み ん

そのまま採用

和地裁判決

の判断基準

迫 間 ば ましたね。 僅かですが減額され 地裁判決と比べれ

地裁の違法を認定し

で す。 ら、約565万円の減額 約7797万円でしたか 井 上

減額の理由は?

迫間 それは。 主に2点です。

地裁の認容額が合計 るケースです。 正な支出と認められてい た支出について、高裁で 裏付けがなく違法とされ 領収書等の提出があり適 地裁判決で、支出の

迫間 査用事務所に併設する後 援会などの支出を加算し 2点目は。 按分する際、 政務調

> 迫間 畑中をうです。で、 と言うことですか。 調査費の支出も多くなる できる団体の支出を証す なれば、認められる政務 とられています。 て按分するという手法が る書類が高裁で提出さ 加算する支出が多く 加算

畑中 そのまま採用してい

うか、判断基準はかわっ ると、判決の枠組みとい

ていないと。

阪谷 そういうことからす

増えたということです。

られる政務調査費の額が

れ、それによって、

認め

按分の基本割合

事務所の併用数

井 上 阪谷 井上さんの頭が悪い り辛い。頭が悪いから。 それは。 からではありませんよ、 按分が、どうも分か

畑中 きません。しかし、議員 査費は政務調査研究活動 があります。 の活動にはいろんな側面 にしか使途することがで 前提として、政務調

とかということです 選挙活動、 私的な活 後援会活

畑中 活動です。分かちがたい政務調査活動に属さない畑中(そうです。それらは

それらの活動は日常的に



和歌山地裁判決の時に記者会見した原告らと弁護団

畑中 井 上

が、その反論も斥けまし反論を行っていました おらず、それを按分する がゼロだから、活動して は不当だ、などとする

井 上 支がゼロでもだめだと。 政治団体は政治活動 そうなの。 収

決は.....。 判

畑中(そうです。それも事 とえば..... 礎としているのです。 務所の併用数を按分の基 ているですか。 判決は、按分すると た

畑中 迫間 法としているのです。 同じ所在であれば3分の 後援会及び政党支部が、 できませんよ、として違 査費から支出することは 1を超える部分は政務調 なるほど、そういう たとえば。 政務調査用事務所と

ことですか。 用する後援会などの支出 高裁段階で県は、 併

肩書き筆耕料、 ブロンズに、 ポイン 花代、

トパソコン購入から4

井上 それはそうだ。 いとは推認できない、だけで、活動をしてい するために存在している しています。 けで、活動をしていなであって、収支の記載 それ ع

分に関係なくそこでの支中を対割合は、支出区 もポイントです。 出全般に適用されること

そのまま認定

は明快だ。

政務調査の目的外支出

阪谷 井上 そうした違法は、他 どが違法とされた件は? VDソフト「Shall 活性剤や歯磨き粉代、 賀や暑中はがき代もそう た。ポチ袋や金封に、年 にもたくさんありまし we Dance?」な 地裁判決では、毛髪 D

井上 子供の学用品とみな れに、 換用替え歯ブラシ、モン や書道用用品代など。 されたガムと同時に購入 キーレンチ。1台目のノ していたポスターカラー 録もありました。 に2冊目以上の 上の県民手帳代、 トの利用代、 電動歯ブラシの交 *代、同様 2冊目以 県 /職員

金 封

ポチ袋

花代など

毛髪活性剤

歯磨き粉

まだま いだ あ る目的

族 の 携 帯 使 用 料

職 直 前 購 たパ

複 た 1 ン ター ネッ 使 角 料

会 の 政 治 活動 動 費とし て支出され た印刷

阪谷 ソコンもそうでした。 家族の携帯電話使用 後に購入したノー

井上 それはファミリー 線でない回線の使用料で 引対象となっている親回 それに額縁代、 対 象

年度外の支出もありまし

迫 間 との表明後、辞職する直他の選挙に立候補するこ容が明らかでない商品。を扱う店から購入した内 刷代。 等。 として支出された文書印 前に購入したパソコン よ。支払先が多様な商品 後援会の政治活動費 まだまだあります 重複したインター

違

井上 社でした。 母が監査約としている会 取締役、妻と子が取締役、 会社に支払った賃料。 それは、議員が代表

阪

議員の

)陳述の

み

の

ネット使用料。 ましたが、3畑中 たくさん

たが、それらは、たくさん挙げられ ない支出もそうで 位 向 井

法 1 金額ワー 0 · 認 容 0 %違法 スト

迫間 かれ た 金 議 ľί 額 員 は 毎 分の 覧 か 違 法とさ 1) 表 ます を 畑

阪谷

議員自身が運営する

たのでご 次ページ 阪 でご覧下さ 違法認容額 ジ に い。まし の 金額

掲

載

井 上 4 9 7 中の 員 で · 3 9 万 す。 であり、 ワー ワー 番 万 円 高 円の 、三位は約二位は約3歳 スト ス額トは の 向 議 井 位 議は 員 約

阪 うか。 谷 か さ す りし べて れ 7 地 裁の て 11 ま l١ 裁 判 でも た の 断 で が 違 し し 法 ょ っ ع

0

万

円

の

大沢

議

員

で

中 え え、 そう思 しし

す る

す

な 額

で違率わにな

0

%

議

員

す。

使途した

が議員により

異

そうで

す。

畑 中 りま た 額 3

ま ち、 対

員のようですね。 山議員、85%のt 迫間 次いで33%C 井 上 5. すら す。 法だった亡阪部 の議員は、 亡阪部 違法率が一番高 切 し なかった議員はご 1 0

た説

か明

付けのな した。

畑中 畑中 阪谷 批判し、その是正を目的しているのではないかとの歳費のような使い方を られますが、 いえる判決だと言ってお 示しないことから、 私達は、 畑中さんは、 そうです。 それは? 領収書を開 勝訴と 第二

井 上 態から、 ですね。 今回の判決は、 使途基準に

にしてい

大の沢野

議

見

各議員の違法認容額等

	議員名		使用額	違法金額	違法率
1	向井	嘉久藏	7,556,212	4,970,167	66%
2	亡阪部	3菊雄	4,394,000	4,394,000	100%
3	大沢	広太郎	5,071,902	4,306,260	85%
4	野見山	海	3,878,314	3,612,051	93%
5	花田	健吉	5,298,859	3,565,827	67%
6	井出	益弘	5,491,053	3,431,018	62%
7	浅井	修一郎	5,136,364	3,185,527	62%
8	小川	武	5,280,554	3,106,353	59%
9	平越	孝哉	6,187,391	2,622,557	42%
10	谷	洋一	3,728,041	2,521,814	68%
11	前芝	雅嗣	3,773,068	2,314,530	61%
12	藤山	将材	4,607,458	2,242,605	49%
13	門三	佐博	4,811,406	2,126,593	44%
14	木下	善之	4,002,840	1,955,546	49%
15	中村	裕一	2,942,977	1,905,512	65%
16	浦口	高典	2,467,635	1,826,113	74%
17	田田	正彦	5,511,230	1,790,670	32%
18	森	正樹	4,563,236	1,788,501	39%
19	和田	正人	2,653,230	1,752,634	66%
20	亡江上	柳助	2,504,660	1,702,937	68%
21	吉井	和視	5,242,680	1,652,436	32%
22	下	俊樹	3,189,118	1,580,301	50%
23	尾﨑	太郎	3,300,000	1,550,000	47%
24	尾崎	要二	3,830,187	1,495,748	39%
25	角田	秀樹	1,914,317	1,315,434	69%
26	前川	勝久	4,492,590	1,132,167	25%
27	東	幸司	4,092,181	1,083,905	26%
28	坂本	登	3,108,512	1,015,699	33%
29	須川	倍行	2,495,195	1,012,659	41%
30	長坂	隆司	5,350,611	885,931	17%
31	玉置	公良	2,679,447	864,084	32%
32	飯田	敬文	3,155,965	849,351	27%
33	新田	和弘	1,222,475	836,006	68%
34	山下	大輔	2,281,923	621,729	27%
35	松本	貞次	4,359,210	457,769	11%
36	新島	雄	612,129	317,391	52%
37	冨安	民浩	3,990,000	259,498	7%
38	町田	亘	757,850	220,465	29%
39	宇治田		3,940,000	46,953	1%
40	山下	直也	2,153,006	0	0%
		計	152,027,826	72,318,741	48%

全国で活用 できる判決 按分の手法

いる。 いるないとしているから はでないことの裏付け、 ということですね。 ということですね。 ということですね。

理問 注目に値しますね。 畑中 事務所の併用数での 畑中 もちろんです。 まででした。それ以降に まででした。それ以降に も活用できますね。 畑中 もちろんです。 ホー もちろんです。 地中 もちろんです。 地中 もちろんです。 かったから。

井上 これで証明されました、議員の第二の歳費にた、議員の第二の歳費になっているという批判の正しかったことが。 私たちの追及の。

です。したから、確定は大歓迎りたから、確定は大歓迎早期の是正を求めていま畑中 私達は、控訴もせず、

ているからです。は違法な支出となるとい分な反証を行わない場合るとし、県側において十ったことが一応推認できったことが一応推認でき

適合した支出がされ

な

で



当面の予定

3月17日 PM 4:00~ ニュース発送作業日

3月26日 PM 6:00~

第6回全員会議

4月15日 AM 10:00~ 県議政務調査費違法支出金返 還請求住民訴訟の裁判(和歌山地裁)

4月22日 PM 6:00~ 第18回定期総会

4月28日 PM 4:00~ 編集会議

5月20日 PM 4:00~

ニュース発送作業日

5月28日 PM 6:00~ 第1回全員会議

第18回定期総会の

ご案内

第18回定期総会を下記の とおり行いますので,是非, こぞってご参加下さい。

日時 4月22日(火) PM6時~ 場所 和歌山合同法律事務所 会議室

裁判情報

県議·政務調査費違法支出金 返還請求住民訴訟

· 和歌山地裁裁判

裁判は,2月25日に行われました。大阪高裁判決をうけてそれぞれ主張を書面で提出することになっています。

次回,4月15日午前10時からです。

次回会員会議のご案内

日時 3月26日(水)午後6時~ 場所 和歌山合同法律事務所 会議室 こぞってご参加下さい

